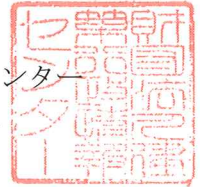


ICBA 第 5 号

平成 20 年 4 月 9 日

建築主務課長 様
指定確認検査機関 様

財団法人建築行政情報センター
理事長 那珂 正



構造方法等の大臣認定データベースの提供について

皆様には平素より当財団業務へのご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて当財団では、国庫補助を受け、本年度より 3 ヶ年で建築士、建築士事務所等及び住宅・建築物のストック情報等を総合的に管理、提供する建築行政共用データベースシステムを構築中です。

今般、この中の一つである「構造方法等に係る大臣認定書の別添写し」を提供するデータベースシステム（以下「大臣認定DB」と呼びます。）を、確認検査機関（特定行政庁、指定確認検査機関）に提供できるようになりました。これを利用することにより、確認検査機関は、建築確認申請書への「構造方法等の大臣認定書（別添を含む）写し」の添付を不要とする運用が可能となります。

そこで、下記をご参照の上、別添の利用申込書を返送していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 提供開始 平成 20 年 4 月 15 日から（情報は随時増やして行く予定です）
- 2 利用料 平成 21 年 3 月 31 日まで 無償
（無償期間終了後の利用料については、決定次第お知らせします）
- 3 利用方法
 - (1) 認証 ID、パスワードによる認証のほか、別途配布（1 確認検査機関あたり 20 個を上限）する USB トークンを利用（USB トークンを差し込んだパソコン以外では利用できません。）
 - (2) 利用手続き
 - ・ 別紙の利用規約をご確認ください
 - ・ 別添 1 の利用申込書にご記入の上、下記宛お送りください
（別途、利用申込書をご返送していただいた後に、ID、PASS、USB トークンを送付させていただきます。）

お問い合わせ先
財団法人建築行政情報センター
事業部 竹田、清水
電話 03-5225-7704

別添 1
第 号
平成 年 月 日

財団法人建築行政情報センター
理事長 那珂 正 あて

特定行政庁名 知事（市長）印
確認検査機関名 代表者 印

建材等の大臣認定データベース利用に係る利用申込書について

平成 20 年 4 月 8 日付け I C B A 第 号により照会のありました事項について
下記のとおり回答します。

記

利用規約に同意のうえ、構造方法等の大臣認定データベースを利用します。

なお、必要な U S B トークンは、 個です。U S B トークンの管理責任者
及び利用者は、別添 2 のとおりです。

特定行政庁名・確認検査機関名

部 署

担 当

電話番号

e-mail アドレス

U S B トークン管理責任者及び利用者一覧

特定行政庁名、指定確認検査機関名

提出日 平成 年 月 日

U S B トークン管理責任者

部 署

氏 名

電話番号

e-mail アドレス

U S B トークン利用者一覧

	所属	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

構造方法等の認定データベース利用規約

財団法人建築行政情報センター（以下「ＩＣＢＡ」という。）が運営・管理・提供する構造方法等の認定データベース（以下「大臣認定ＤＢ」という。）の利用に関し利用規約（以下「本規約」）を定める。

（適用）

第１条 本規約は、大臣認定ＤＢの利用に関するＩＣＢＡと第２条(6)に定めるユーザーとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、ユーザーとＩＣＢＡの間的大臣認定ＤＢの利用に係る一切の關係に適用されるものとする。

（定義）

第２条 本規約において使用する用語は各々以下の定める意味を有するものとする。

- (1) 特定行政庁 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 2 条第 33 号に掲げる特定行政庁をいう。
- (2) 指定確認検査機関 法第 6 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣又は都道府県の指定を受けた者をいう。
- (3) 大臣認定 法第 68 条の 26 の規定に基づく構造方法等の認定をいう。
- (4) 大臣認定ＤＢ 建築基準法施行規則別記第 50 号の 12 様式による認定書（以下単に「認定書」という。）をＩＣＢＡがインターネットを通じて提供するデータベースをいう。
- (5) 大臣認定ＤＢ情報 大臣認定ＤＢによりＩＣＢＡがユーザーに提供する認定書に関する情報をいう。
- (6) ユーザー 特定行政庁又は指定確認検査機関であって、第 5 条に基づき大臣認定ＤＢの利用者として登録がなされた者をいう。

（サービス概要）

第３条 ＩＣＢＡは、大臣認定ＤＢによるサービスをユーザーに提供するものとし、ユーザーは、本利用規約に定める条件に従い、大臣認定ＤＢ情報を検索、閲覧することができる。

２ ＩＣＢＡは、大臣認定ＤＢ情報の内容について、必要と認められる場合は、ユーザーに対する事前の通知を要することなく、自由に追加、変更、削除できるものとする。

（連絡方法等）

第４条 ＩＣＢＡは、大臣認定ＤＢに関する問い合わせその他のユーザーからＩＣＢＡに対する連絡又は通知及び本規約の変更に関する通知その他のＩＣＢＡからユーザーに対する連絡又は通知の方法を、別途、定めることができる。

（登録）

第５条 大臣認定ＤＢの利用を希望する者は、本規約を遵守することに同意し、かつＩＣＢＡの定める一定の情報（以下「登録事項」という。）をＩＣＢＡの定める方法で

ＩＣＢＡに提供することにより、大臣認定ＤＢの利用をすることができるものとする。

２ ＩＣＢＡは、前項の規定により登録を申請した者が、以下のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することができる。

- (１) 本規約に違反するおそれがあるとＩＣＢＡが判断した場合。
- (２) ＩＣＢＡの提供された登録事項の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合。
- (３) 過去にＩＣＢＡが提供するサービスの利用の登録を取り消された者である場合。
- (４) その他、ＩＣＢＡが登録を適当でないと判断した場合。

(登録事項の変更)

第６条 ユーザーは、登録事項に変更があった場合は、遅滞なく、ＩＣＢＡの定める方法により、当該変更事項をＩＣＢＡに通知し、ＩＣＢＡから要求された資料を提出するものとする。

(登録取消等)

第７条 ＩＣＢＡは、ユーザーが以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催促することなく、当該ユーザーについて大臣認定ＤＢの全部又は一部の利用を一時的に停止し、又はユーザーとしての登録を取消することができる。

- (１) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (２) 登録事項に虚偽の事実が判明した場合
- (３) ＩＣＢＡ、他のユーザー又は第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で大臣認定ＤＢを利用した、又は利用しようとした場合
- (４) 手段の如何を問わず、大臣認定ＤＢの運営を妨害した場合

２ ＩＣＢＡは、本条に基づきＩＣＢＡが行った行為によりユーザーに生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

３ 本条に基づきユーザーの登録が取消された場合、ユーザーは、ＩＣＢＡの指示に基づき、ＩＣＢＡから提供を受けた大臣認定ＤＢに関連する大臣認定書、ソフトウェア、マニュアルその他のものにつき、返却、廃棄その他の処分を行うものとする。

４ ユーザーが第三者に不利益を及ぼす、若しくはユーザーの行為が法に触れるとＩＣＢＡが判断した場合、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センター、若しくはこれらに準じた権限を有する機関への協力を要求された場合、又は違法行為の報告や違法行為を行った人物の特定のために必要とＩＣＢＡが判断した場合、ＩＣＢＡは、ユーザーの提供情報及び登録事項を当該第三者や警察又は関連諸機関に通知することができる。

(利用期間)

第８条 ユーザーによる大臣認定ＤＢの利用期間は、ＩＣＢＡが当該ユーザーに対する大臣認定ＤＢの提供を開始した日から、第７条に規定する登録の取消し等を受けた場合にあっては登録の取消しを受けた日、それ以外の場合にあっては平成２１年３月３１日までとする。ただし、利用期間終了の１カ月前までに、ＩＣＢＡ又はユーザーのいずれにおいても利用終了についての通知を行わない場合、自動的に更に１年間

利用期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

- 2 利用期間が終了した場合、ユーザーは、ＩＣＢＡの指示に基づき、ＩＣＢＡから提供を受けた大臣認定ＤＢに関連するソフトウェア、マニュアルその他については、返却、廃棄その他の処分を行うものとする。

(利用料)

第 9 条 ユーザーは大臣認定ＤＢを利用する場合、それらに関わる費用をＩＣＢＡに支払うものとする。

- 2 前項の利用料は、ＩＣＢＡがユーザーに対し、別途通知するものとする。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、平成 21 年 3 月 31 日までの間の利用料は不要とする。

(パスワード、ユーザーＩＤ及びＵＳＢトークンの管理)

第 10 条 ユーザーは、善良なる管理者の注意をもって、パスワード、ユーザーＩＤ及びＩＣＢＡが貸与するＵＳＢトークン（以下「ＵＳＢトークン」という。）を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならない。

- 2 ユーザーは、大臣認定ＤＢを利用するにあたり、ＩＤ、パスワード及びＵＳＢトークンについて、管理責任者及び利用者の名簿をＩＣＢＡに対し通知するものとする。名簿に変更が合った場合には、遅滞なく変更後の名簿を通知するものとする。
- 3 ユーザーは、第 8 条の利用期間終了後、遅滞なくＩＣＢＡより提供を受けた全てのＵＳＢトークンをＩＣＢＡに返還するものとする。
- 4 パスワード、ユーザーＩＤ及びＵＳＢトークンの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任については、ＩＣＢＡは一切の責任を負わないものとする。
- 5 ユーザーは、パスワード、ユーザーＩＤ及びＵＳＢトークンが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨をＩＣＢＡに通知するとともに、ＩＣＢＡからの指示に従うものとする。

(サービスの利用)

第 11 条 ユーザーは、建築確認、完了検査その他の建築基準法に基づく処分に用いる場合に限り、ＩＣＢＡが定める方法により、大臣認定ＤＢを利用することができる。

- 2 ユーザーは、大臣認定ＤＢの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 大臣認定ＤＢ情報について第三者に開示又は提供する行為
- (2) パスワード、ユーザーＩＤ、ＵＳＢトークンについて第 10 条第 1 項に違反して取り扱う行為
- (3) ＩＣＢＡ、大臣認定ＤＢその他の利用者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（誹謗中傷、第三者の製品又はサービスに関する個人的なクレーム等を含む）
- (4) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
- (5) 法令、本規約又はユーザーが所属する団体の内部規則に違反する行為
- (6) ＩＣＢＡによるサービスの運営を妨害するおそれのある行為

(7) その他、ＩＣＢＡが不適切と判断する行為

(本サービスの停止又は中断)

第 12 条 ＩＣＢＡは、以下のいずれかに該当する場合には、ユーザーに事前に通知することなく、大臣認定ＤＢの提供の全部又は一部を永久的に停止又は一時的に中断することができるものとする。

- (1) 大臣認定ＤＢに係るコンピュータ・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力によりサービスの運営ができなくなった場合
- (4) その他、ＩＣＢＡが停止又は中断を必要と判断した場合

2 ＩＣＢＡは、前項に基づきＩＣＢＡが行った措置に基づきユーザーに生じた損害について一切の責任を負わない。

(大臣認定ＤＢの権利帰属)

第 13 条 大臣認定ＤＢ情報についての知的財産権は、全て国土交通大臣又は大臣認定ＤＢへの掲載に許諾している者に帰属しており、ユーザーは大臣認定ＤＢ情報について、複製、改変、引用、転載その他の権利者の知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれのある行為をしてはならない。

(損害賠償)

第 14 条 ユーザーは、本規約に違反することによりＩＣＢＡに損害を与えた場合、ＩＣＢＡに対しその損害を賠償しなければならない。

- 2 ユーザーによる大臣認定ＤＢの利用に関連して、ＩＣＢＡが、他のユーザーその他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、ユーザーは当該請求についてユーザーの費用と責任において対処する義務を負う。
- 3 前項の規定は、ＩＣＢＡがユーザーに提供する大臣認定ＤＢ情報の内容自体に起因するクレーム、紛争、請求については、適用がないものとする。

(機密情報の保持)

第 15 条 本規約において「機密情報」とは、本規約又は大臣認定ＤＢに関連して、ユーザーが、ＩＣＢＡより書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得えた、ＩＣＢＡに関する技術、営業、業務、財務又は組織に関する全ての情報を意味する。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) ＩＣＢＡから提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
- (2) ＩＣＢＡから提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
- (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
- (4) 機密情報によることなく単独で開発したもの
- (5) ＩＣＢＡから秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの

- 2 ユーザーは、機密情報を大臣認定DBの利用に必要な範囲内においてのみ利用するものとし、ICBAの書面による承諾なしに第三者にICBAの機密情報を提供、開示又は漏洩してはならないものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、ユーザーは、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要求又は要請に基づき、機密情報を開示することができる。ただし、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨をICBAに通知しなければならない。
- 4 ユーザーは、機密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前にICBAの書面による承諾を得ることとし、当該複製物についても第2項に従い取り扱うものとする。

(本規約等の変更)

第16条 ICBAは、本規約の内容を追加又は変更した場合には、ユーザーに当該変更内容を第4条に定める方法により通知するものとし、当該変更内容の通知後、ユーザーが大臣認定DBを利用した場合又はICBAの定める期間内に登録取消の手続きをとらなかった場合には、ユーザーは、本規約内容の追加又は変更に同意したものとみなす。

(存続規約)

第17条 第11条第2項第1号、第14条及び第15条については、第8条の規定する利用期間の終了後も引き続き有効に存続するものとする。

(準拠及び管轄裁判所)

第18条 本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議解決)

第19条 ICBA及びユーザーは、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。

構造方法等の大臣認定データベースの画面イメージ

図1 大臣認定 トップページイメージ

大臣認定データベース ログアウト

■ IDとパスワードを入力してください

ID:

Password:

ログイン

Version 1.00

図2 大臣認定 検索画面イメージ

大臣認定データベース ログアウト

■ 検索条件を入力し「検索開始」ボタンを押してください

認定番号: 認定年月日: 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日
(※認定コードの最初の数字を入力して部分一致検索ができます) (※年号は西暦で、また半角数字を使用してください)

認定を受けた構造方法等の名称:

(※名称の一部を入力して部分一致検索ができます。その際、「*」などのワイルドカード文字は不要です)

申請者名:

(※申請者名の一部を入力して部分一致検索ができます。その際、「*」などのワイルドカード文字は不要です)

検索 条件クリア

検索結果: 235 件です。

No.	認定番号	認定年月日	認定を受けた構造方法等の名称	申請者名	著名申請者姓
1	FP030RF-0102	2007/02/13	金型板・ポリスチレンフォーム保温板・普通木毛セメント板表張/軽量鉄骨下地 MAX KENZO株式会社		
2	FP030RF-0170	2007/02/23	グラスウール充てん/めっき鋼板製折板屋根	片山鉄建株式会社	
3	FP030RF-0171	2007/03/14	インシアスレートフォーム充てん/両面は鉄重鉛めっき鋼板屋根	株式会社深川製鋼所	
4	FP030RF-0172	2007/01/10	遠隔スチルス鋼板製折板表張/強化せっこうボード・人造鉱物繊維断熱材・徳水化学工業株式会社	徳水化学工業株式会社	
5	FP030RF-0173	2007/02/06	かわら・硬質木毛セメント板表張/免泡プラスチック保温材裏張/軽量鉄骨下地屋根	興亜不燃板工業株式会社	
6	FP030RF-0174	2007/02/06	かわら・硬質木毛セメント板表張/人造鉱物繊維断熱材裏張/軽量鉄骨下地屋根	興亜不燃板工業株式会社	
7	FP030RF-0175	2007/02/06	かわら・硬質木毛セメント板表張/せっこうボード裏張/軽量鉄骨下地屋根	興亜不燃板工業株式会社	
8	FP030RF-0176	2007/02/06	かわら・硬質木毛セメント板表張/セメント板裏張/軽量鉄骨下地屋根	興亜不燃板工業株式会社	
9	FP030RF-0177	2007/02/06	スレート・硬質木毛セメント板表張/免泡プラスチック保温材裏張/軽量鉄骨下地屋根	興亜不燃板工業株式会社	
10	FP030RF-0178	2007/02/06	スレート・硬質木毛セメント板表張/人造鉱物繊維断熱材裏張/軽量鉄骨下地屋根	興亜不燃板工業株式会社	
11	FP030RF-0179	2007/02/06	スレート・硬質木毛セメント板表張/せっこうボード裏張/軽量鉄骨下地屋根	興亜不燃板工業株式会社	
12	FP030RF-0180	2007/02/06	スレート・硬質木毛セメント板表張/セメント板裏張/軽量鉄骨下地屋根	興亜不燃板工業株式会社	
13	FP030RF-0181	2007/02/06	スレート・硬質木毛セメント板表張/免泡プラスチック保温材裏張/軽量鉄骨下地屋根	興亜不燃板工業株式会社	

図3 認定書PDF表示のイメージ

